

日食協

目次

※※※※※※※※※※※※※※※※			※※※※※※※※※※※※※※※※
※	◇	高まる地域の自主活動	2
※		各支部で定時総会を開催	2
※		九州沖縄支部； 北海道支部； 中国支部； 四国支部；	
※		東海北陸支部； 近畿支部； 東北支部；	
※	◇	関東支部； 関東百貨店協会物流委と懇談	6
※		運営委員会 日食協創立5周年記念行事5月25日、内定	7
※		総務部会	7
※	◇	23都市でPOPセミナー実施	8
※	◇	税制特例措置（貸倒引当金）利用状況調査	8
※	◇	トマト加工品の生産流通事情調査	9
※	◇	夏期省エネ対策で局長要請	9
※		商品委員会 独禁法の勉強会を企画	9
※		情報システム化委員会 受発注システムの報告書成る	10
※		缶詰ブランドオーナー会 CBO全体会議	11
※	◇	新物チェリー缶詰の生産で要望	11
※	◇	JAS内容量基準について	13
※	◇	食肉缶詰のJAS等で協議	13
※	◇	もも缶詰開缶研究会	14
※	◇	会員消息	15
※	◇	賛助会員消息	16
※	◇	関係団体報知	17
※		食品卸事務費節減のポイント	
※		すぐ役立つ事例紹介（その6）； 販売員車輛の管理について	19
※			
※※※※※※※※※※※※※※※※			※※※※※※※※※※※※※※※※

高まる地域の自主活動

各支部で定時総会を開催

5月23日、本部における定時総会が開催され、56年度の基本的活動方針が打ち出されて以来、各支部ともこれに呼応し、56年度の支部活動が積極的に展開されている。

まず本部総会当日、引き続いて開催された関東支部定時総会（前号既報）を皮切りに、九州沖縄支部6/5日、北海道支部6/12日、中国支部6/13日、四国支部6/16日、東海北陸支部北陸ブロック6/17日、近畿支部6/22日、東海北陸支部東海ブロック6/24日、東北支部6/25日と6月はまさに支部結束の月間とも言える活気に満ちた総会月となった。

各支部とも支部結成4年目に入り、その活動内容は地域における自主の高まりを見せ、支部組織の充実をさらに期するとともに、厳しい環境下での団結力を培うべく、いずれの支部も例年にない総会の盛りあがりがかがえた。

以下、開催順に支部総会のもようを収録して見よう。

生販一体で問題に対処

《九州沖縄支部定時総会》

6月5日、10時半から博多・八仙閣において九州沖縄支部（支部長 木本哲夫氏）の定時総会が開催された。この日沖縄からは憐勢理容商事の当山忠雄社長も出席され、(1)55年度事業報告、(2)同決算報告、(3)56年度事業計画、(4)同収支予算につき協議、全議案をそれぞれ可決。続いて本部の活動状況報告が行なわれた。

主な議題検討は次の通りである。

① 4月実施のアンケート回答に関する件；

メーカー41社から寄せられた回答にもとづく生販懇談会の問題点とあり方についての分析結果報告書、並びに会員21社にアンケートした過剰サービスの実態に関する分析結果報告書およ

び返品の実態と返品費用に関する分析結果報告書が配布され、支部事務局より説明があり、社内教育資料として、特にセールスに対する問題意識の高揚に努めようとの話合いがなされた。

② 新規加入勧誘の件；

第9回幹事会、第6回九州卸連絡懇談会において有力な未加入店41店を推薦選定し、支部より勧誘状、本部より加入手続書類を発送するとともに各地区同業会代表並びに近接会員の協力を得て勧誘活動を推進。

続いて午後1時から開催された第4回生販懇談会には会員出席37名、案内メーカー39名と一堂に会し、3時間にわたり熱のこもった懇談が行なわれた。

編集の都合により懇談内容は省略するが、この懇談会における主な議題は次の如くであった。

1) 返品防止について

- (イ) 賞味期間、保存期間のPRと表示。
- (ロ) メーカー出荷、問屋入荷時点における日付の点検。
- (ハ) 押送りや季節商品の条件つき一斉出荷の自粛。
- (ニ) 先入り先出しや入出荷のチェック等在庫管理の徹底。
- (ホ) 返品費用の実態と助成。
- (ヘ) フォローアップによる転送や交換の実施。
- (ト) 返品防止の共同PR。
- (チ) 返品防止対策の生販共同研究。

2) 問屋主催の展示会、特売行事の自粛について

- (イ) 展示会に対するメーカー協賛の廃止（セールス派遣、コマ代、条件、協賛金の提供等）。
- (ロ) 特売行事に対するメーカー協賛の中止（招待、条件に対する人・物・金の補助）。
- (ハ) 問屋自体の反省とメーカーの助言。

3) 販促費処理の改善について

- (イ) スーパーに対するメーカーの直接交渉についての連絡の徹底。
- (ロ) 提示条件の早期完全処理。
- (ハ) 販促費に対するコマギレ処理の絶滅。
- (ニ) メーカーセールス提示条件内容に対するメーカートップの掌握。
- (ホ) 振込、値引、現物添付等支払方法や得意先直接か、帖合経由か支払ルートの事前明確化。

4) 量販店の特売協賛について

- (イ) 協賛金に対する問屋の自粛と抑制。
- (ロ) 特売価格とこれに伴う協賛金の調整に関するメーカー、問屋の相互連絡。

5) 流通小口化と流通経費上昇の対応について

- (イ) 荷姿小口化の推進。

- (ロ) ロット補助の低量化。
- (ハ) 分荷手数料、運賃補助のアップ

6) 問屋研修について

- (イ) 問屋中堅幹部並びに社員に対する研修セミナーの必要性。
- (ロ) 集合教育、地区別セミナーに対するメーカーの協力。
- (ハ) 儀礼的行事や観光旅行等から啓発的行事や勉強会への転換。

ブロックで重点活動

《北海道支部定時総会》

北海道支部（支部長 新田勇三氏）では6月12日、正午より札幌第一ホテルにおいて幹事会、続いて午後1時から定時総会を開催した。

まず支部長を代行し㈱スハラ食品社長・支部副会長 村山裕氏の挨拶があり、本部活動状況報告、続いて㈱菱食札幌支店長 鹿討治雄氏の進行による会計報告、地区ブロック会計報告、56年度事業計画、同予算計画等の審議がなされた。

同支部では55年度において積極的な新規会員の増員活動を行ない現在44社の会員を擁し、これに伴うブロック活動に重点を置き支部活動が推進されているが、8ブロック（釧路、北見、室蘭、旭川、札幌、函館、小樽、帯広）活動について状況報告ならびに今後の活動についての協議が行なわれた。

ブロックにおける要望事項としては次のような点が挙げられた。

- ① 販売実績に関するメーカーへの報告作業は相
当に人手、時間、経費を要しており、これに対

する補助金制を要望したい。

- ② 本部、支部活動等種々の文書類が末端にまで配布徹底するよう努力していただきたい。
- ③ 返品防止活動も推進すべき段階にあるが、会員をさらに増員したうえで着手したい。地域ではなかなかむずかしい問題もあり、返品対策については中央においてメーカー、小売業界にアプローチしていただきたい。

定時総会終了後、「大空のサムライ」の著者であり、また出撃すること200余回、64機を撃墜したといわれる坂井三郎氏の「苦境に打勝つ為には」と題する講演会が約2時間にわたって行なわれた。

卸売業の体質改善に努力

《中国支部定時総会》

中国支部（支部長 中村角太郎 氏）では6月13日、ホテルニューヒロデンにおいて午後1時から定時総会を開催し、①55年度事業報告、②同決算報告、③56年度事業計画、④同予算計画につき協議し、これを原案通り承認、続いて2時から「改善は永遠」と題し、味の素㈱ 生産技術部 副部長 大沢信之氏による講演が約1時間余りにわたり行なわれた。

講演後、本部活動状況報告があり、午後4時から賛助会員をまじえての懇親会が開かれた。

中国支部における56年度事業計画の主な内容は次の通りである。

1. 中国支部の基本的活動方針

当支部は、加工食品卸売業の体質の改善を計るとともに、当面の商流及び物流上の問題を究

明するために、相互理解と緊密なる連携のもとでその実現を期する。

2. 具体的活動

(1) 支部会員の増強

中国支部の基本的活動を推進するため、各県及び各地区の実状に即し、会員増強の範囲を検討するとともに、会員外の業界者の協力も得る。

(2) 会員相互の親睦と協力を得る。

(3) 不当返品をなくする運動展開

メーカーとの協力により全廃を計る。

(4) 過剰サービスの廃止運動

棚卸し教育については、全面的に廃止する。

(5) 展示即売会は廃止する。

メーカーとの協力により廃止する。

(6) 招待会を自粛する。

廉売に繋る招待会は自粛する。

(7) 流通問題研究会開催

流通問題について講師を招聘してメーカーの協賛により年5回（各県毎）開催する。

- 3項以下はメーカーの協力が必要上特に連繋を密にしてその実現を計る。

支部世話人会を近く設置

《四国支部定時総会》

四国支部（支部長 竹内三賀男 氏）では6月16日、高松市の京王プラザホテルにおいて正午から幹事会、午後1時から定時総会を開催。①55年度事業報告及び収支決算、②56年度事業計画及び収支予算、③その他につき協議、原案承認した。

支部の事業計画は次の通り。

1. 不当返品問題は、本部の指導を得て積極的に

継続施策として行なう。

2. 物流コスト問題は、実態掌握により物流合理化の方策をたてる。
3. 酒類食品統一伝票の普及促進をはかる。
4. 合理化、人材育成等のため研究会、講習会、懇親会を実施する。
5. 関係団体を通じて過剰サービスの是正、取引条件の改善等について問題の解決を図る。
6. 小売店、メーカーとの相互理解を高める。
7. 会員の増加につとめ、組織の充実をはかる。

その他、同支部としては、このほど本部に賛助会員世話人会が設けられたが、地域賛助会員のどなたかに代表世話人をお願いし、四国支部世話人会を設けることとなった。

また不当返品防止活動は重要な問題であるが、ローカルでの活動は微妙な問題も絡み自主的活動が困難な実情に鑑み、本部において推進する方向を受けて相互理解のもとで協力したいとされた。

なお研修会、講演会等は4県でそれぞれ考えたいが、支部における講師選定は困難であり、本部でまずメニューづくりされたうえ支部予算で実施したいとの提言があった。

総会終了後、「現代に生きる心」と題し遠長寺第14代目の大仏尊師の講演があった。

会員の事業発展に努力

〈東海北陸支部ブロック総会〉

【北陸ブロック】

東海北陸支部（支部長 佐藤良嶺 氏）では例年

東海地区、北陸地区の2地区に分けてそれぞれブロック総会を開催しているが、まず6月17日午前11時から金沢スカイホテルにおいて北陸ブロック総会を副支部長であり北陸ブロック長の桑島実氏が議長となり開催し、①55年度事業報告、同収支決算報告、②56年度事業計画、同収支予算、③本部報告、④その他を審議した。

協議内容としては北陸ブロックの今後の活動展開について意見交換し、返品問題に関しブロックとしてどのように対応するか。また展示会、特売会の自粛問題についても従来からの地域特性があり十分な内部検討が必要であるとされ、結論としては協会トップとの懇談の機会を設け、業界における将来展望、あるいは北陸ブロックとしてどのような活動がふさわしいか等について9月をメドとし、基本的懇談会を実施することになった。

【東海ブロック】

6月24日、午後1時から名古屋観光ホテルにおいて東海ブロック総会を開催し、①55年度事業報告、同決算、②56年度事業計画と収支予算、③その他につき協議し、原案通り承認した。

同ブロックの事業計画の骨子は『中部食料品問屋連盟と協力し、会員の事業の発展、福利増進、親睦融和を図るために必要と思われる事業』としており、今後さらに不当返品防止活動の推進、取引きの正常化対策に取り組む。

本部報告があったあと懇談がなされたが、未収割戻し口銭の早期支払い問題は賛助会員に協力していただくよう働きかけて欲しいとの要望がなされた。

また本部との連絡を密にし、本部報告会を年2回程度企画したいとの希望が述べられた。

不当返品の是正対策を推進

〈近畿支部定時総会〉

近畿支部（支部長 松下善四郎氏）では6月22日午後1時半から大阪キャッスルホテルにおいて定時総会を開催した。

同支部ではこの定時総会にさきだち5月26日幹事会を開き、あらかじめ提出議案等の協議を行なったが、総会においては、①55年度事業報告と収支決算、②56年度事業計画と収支予算を中心に審議され原案通り承認となった。

主な意見は下記の如くである。

- 支部としての活動を盛りあげ、地域特性を生かした支部独自の事業を積極的に進める必要がある。
- 支部活動のテーマをもっと絞り重点的に取り組むことが望まれる。
- 本部において賛助会員世話人会を開いているが、当支部においてもそうした場を持つことを希望したい。
- 会員の増員を図る必要がある。なお加人を呼びかける場合、加入してからの恩典について判り易い事例等を用意して欲しい。
- 支部運営を活発ならしめるため幹事の増員をお願いしたい。

以上のような発言があり、幹事増員は3名としその人選は正副支部長一任となった。

地域に即応した活動を推進

〈東北支部定時総会〉

東北支部（支部長 渡辺林吉氏）では6月25日

11時からホテル仙台プラザにおいて役員会を開催し、総会に先だつ諸議案を協議したうえ、午後1時から定時総会を開き、①55年度事業報告及び収支決算の報告、②56年度事業計画及び予算案、③その他について協議し、原案通りこれを承認した。

56年度における同支部の重点活動は次の通りである。

1. 市場安定対策の継続推進
2. 各県同業会の結成の呼びかけ
3. 不当返品問題対策の継続推進
4. 講演会等の開催

総会終了後、2時から「80年代における農林行政の一端について」と題し農林水産省東北農政局企業流通課長 羽部節郎氏の講演があった。

関東百貨店協会物流委と懇談

共同配送で協力を要望

関東支部物流対策委員会ではかねてから委員会内部に配送小委員会を置き、平常時における都内百貨店への共同配送問題につき研究を重ねて来ていたが、このほど百貨店協会側との話合いの場が設けられることになり、6月30日午後1時から社クラブ関東会議室において関東百貨店協会物流委員長佐藤梅家氏および同事務局常任幹事が出席し、初の団体間による説明懇談会を開催した。この懇談の結果、同百貨店協会食品部会との協議の場を持つこととなり、9月時点を目標に協議する運びである。

諸調査を継続実施

関東支部物対委

7月23日、関東物流対策委員会を開催。①百貨

店共同配送に関する報告、②統一伝票の共同印刷に関する報告および56年度・物対委の活動スケジュール等について協議した。

共同配送については、6月30日に開催した関東百貨店協会物流対策委員会との懇談会の結果を報告、9月に予定される同協会食品部会との会合に備え準備を進めることとなった。

また、関東支部から日食協情報システム化委員会に要請のあった業界統一伝票の共同印刷の検討は、同委員会内におかれている酒類食品統一伝票普及促進委員会で調査、検討を行なってきたが、このほど報告書がまとまり関東支部長に報告、同報告にもとづいてさらに検討の結果、共同印刷までの第一ステップとして伝票用紙の一括購入方式を採用することに賛同した。なお今後統一伝票の普及促進は継続実施し、一括購入効率を高める必要があるとされた。

56年度活動スケジュールに関しては引き続き継続していく作業として、返品実態調査（毎月）、55年度の物流コスト実態調査、百貨店配送費のコスト把握等を調査することになった。その他新しい活動としては、備車運転手の教育を目的とした講習会等の開催企画をしたいとの提案があった。



日食協創立5周年記念行事 57年5月25日を内定

7月3日、運営委員会を開催し、各支部定時総会の経過報告、5周年記念行事の準備ならびに56年度の事業活動予定等を協議した。

各支部の定時総会経過報告については事務局より各支部からの要望点等を報告（支部総会特報参照）。

52年5月25日に日食協が発足してすでに明年が満5周年を迎えることになるが、運営委員会では記念行事実施のための企画、準備を進めることとなり、まず開催日、場所等につき検討した。その結果、昭和57年5月25日(火)とし、会場は鉄道会館ルビーホールを内定。5周年記念総会として執り行なう運びとなった。

なお、過去2回にわたり実施してきた経営研究会については、例えば定時総会の翌日に企画する等、地方会員の参画しやすい日程を考えたいとされ、次回委員会で具体的に煮詰めていくこととなった。

また、食品産業優良企業等表彰については昨年、卸部門として第1回目の表彰が行なわれたが、本年度の表彰については昨年同様の要領で、その候補店につき主催者側の助言を得つつ正副会長間で合意を得たうえで手続きが行なわれることとなった。

総務部会

7月3日、総務部会を開催。会報にシリーズ掲載中の経費節減に関連し、今回は「車輛管理」部門について検討したあと、56年度の総務部会活動について意見交換を行なった。

特別企画として食品卸事務費節減のポイント <すぐに役立つ事例紹介>は会報 1615号より、消耗品、事務用什器備品、帖票と印刷・コピー、水

道・光熱費、郵便および小荷物とすでに5回連載してきたが、4620号「販売員車輛の管理について」をもって食品卸事務費節減のテーマは一応終了させることとし、次回からは、例えば「オフィス・オートメーション」等のテーマを取りあげ情報交換することになった。

23都市でPOPのセミナー実施

各支部協力のもとに後援

主催・商業会、後援・日食協外3団体による「売る技術と手書きPOPの実技指導」の全国縦断セミナーは全国23都市においてまず9月10日の熊本市を皮切りに実施される。

現在までの実施決定地域は次の通り。

地区	開催月日	場所	講義、午前の部 講師名	実技、午後の部 講師名
熊本	56.9.10 (木)	日専連ビル4階大ホール	競争力強化のための販促のキメ手 島田陽介先生	POP広告のつくり方、実技指導 中山政男先生
福岡	56.9.11 (金)	都久志会館4階大会議室	〃 〃	〃 〃
東京	56.9.24 (木)	東京農林年金会館1Fホール	〃 馬場貞男先生	〃 〃
千葉	56.9.25 (金)	千葉総合卸商業団地会館	〃 〃	〃 〃

【講師の横顔】

○島田陽介先生；商品問題と販促を中心に多くの企業を指導。

特に米国流通業界に精通。島田研究室主宰。

○馬場貞男先生；コンビニエンスストアの開発指

導活躍中。

現在、酒類食品流通研究所々長。

○中山政男先生；中山POPセンター社長。

・セミナーの時間帯 10：20～10：30開講のあいさつ／10：30～12：00講演。

12：30～15：30実技指導。

・定員 150名・3,000円(昼食とテキスト・3,000円相当のもの、POP教材と用紙・1,600円相当のものを含む)

問い合わせ、予約申込みは

㈱商業界・〒106 東京都港区麻布台2-4-9

TEL 03-584-7311 (代表)

税制特例措置（貸倒引当金）

利用状況調査に協力

農林水産省食品流通局商業課では中小企業を対象とした税制上の特別措置（貸倒引当金）の利用状況につき調査し、57年度の税制改正の参考資料とするため、日食協会員に調査協力を要請。「中小企業の貸倒引当金の特例（通常の繰入限度額の20%増し）」— 租税特別措置法第57条の5 — の利用状況に関する調査を行う。その内容は次の通り。

- 問1. 「中小企業の貸倒引当金の特例」制度を御存知ですか。
- 問2. 昭和54年7月1日前に終わった最近の事業年度末において、損金経理により貸倒引当金の繰入れを行いましたか。— 法人税法第52条、同令第97条
- 問3. 貸倒引当金の繰入れを行った方は、「中小企業の20%増し特例」を利用しましたか。

貸倒の発生状況

- 問1. 昭和54年7月1日前に終わった最近の事業年

度（1年間）において、貸倒れが発生しましたか。

問2. 問1のアに該当する方は、発生した額、貸倒れの根拠となる売掛金の貸金の額及びその比率（小数点第2位四捨五入して下さい。）を記入して下さい。

トマト加工品の生産流通事情調査

7月7日付、農林水産省食品流通局長名で日食協会長宛に、トマト加工品の生産流通事情に関する調査協力の要請があった。

これは本年5月に加工トマト生産流通懇談会が発足、トマト振興基本方策について検討を行っており、この検討の一環としてトマト加工品の生産、流通及び輸入の実態について調査を実施するもので、8月10日までに回答が寄せられるよう前向きな協力が望まれている。

なお、回答の提出先は農林水産省食品流通局野菜振興課流通加工班加工係宛。

夏期省エネ対策で局長要請

7月6日付、農水省食品流通局長名により夏期の省エネルギー対策についての協力とその周知徹底の要請があった。

1. 冷房用エネルギーの消費節減措置
 - (1) ビル等の冷房について
 - (2) その他の冷房について
2. その他の夏季の省エネルギー対策について
3. 普及広報について

日食協では、この局長通達を各支部に連絡し、協力を呼びかけた。

商品委員会

独禁法の勉強会を企画

7月3日、商品委員会を開催。第2回賛助会員世話人会開催ならびに56年度商品委員会活動等を中心に検討を行なった。

まず、農水省内に設置された食品産業政策協議会及び同協議会内の産業部会における現在までの協議内容につき報告がなされた。量販店におけるバイイングパワーは産業部会での中心課題となっており、その内容もかなり具体的な議論が進行中であり、卸としても積極的な発言なしではすまされなくなっている状況にある。そのためにはまず商品委員会のコンセンサスを得る必要があるとされ、早急に委員会体制を整えるとともに、農水省企画課と当委員会メンバーによる懇談の場を持ち今後の活動に備えることになった。

以上の作業を進める外、商品委員会はさきの賛助会員世話人会でも話題に取りあげられたロビンソンパットマン法をはじめとする公正取引問題、独占禁止法等に関する卸業界としての現状認識を高めると同時に、業界活動を推進するうえからも卸業界がそれぞれ同じベースで発言し、認識も一つにする必要があるとの観点に立ち、これから他業界と折衝するに当たっても公正、妥当な取り引きとはなにかを基準に話し合いを進めるべきだとされ、そのための勉強会を開くこととなり、講師に上智大学法学部 松下満雄教授をお願いすることとなり、さしあたり商品委員会構成メンバーを中心に聴講する運びとなった。

なお、未收割戻口銭に関する実態調査については、まずテスト調査を第3者機関協力のもとで実施する。



受発注システムの報告書成る

—統一伝票は原紙一括購入を推進—

7月3日、情報システム化委員会を開催。受発注システム検討会の座長 栗原悠造氏より、検討会の経過報告と報告書内容につき説明が行なわれ、今後の方針につき検討した。

現在の検討会メンバーでさらに検討を進め、日食協として具体化を図ることとなった。同時に、日本チェーンストア協会、日本セルフサービス協会にも日食協として申入れを行ない、農水省にもあらかじめ報告を行なう。委託する計算センターの選定については7月20日の検討会で協議することになり、テストはできるだけ早い時期に実施したい意向が述べられた。

なお、酒類食品統一伝票普及促進委員会、中井委員長より、「酒類食品統一伝票の共同印刷に関する報告書」にもとづく経過報告が行なわれ、協議の結果、共同印刷を将来の目標とするが統一伝票の印刷項目等につき煮詰めを行なう間、取りあえず、伝票用紙の一括購入によってコストの低減を図ることを第1ステップとして実施を決め、次のステップで統一伝票のフォーマット調整を図り、共同印刷の方向に進めることとなった。

なお、用紙一括購入の窓口代理店は大永紙通商株式会社を主力店に推すことも合意があった。

'81年秋季フード・ウィーク

10月1日から28都市で実施

農林水産省後援、(財)食品産業センター主催による'81年秋季フード・ウィークは、10月1日から10月14日までの2週間にわたり実施する。その実施地域は次の主要28都府県市となっている。

札幌市、(青森市)、(盛岡市)、仙台市、郡山市、(前橋市)、東京都、川崎市、横浜市、松本市、富山県、金沢市、(岐阜市)、名古屋市、京都市、大阪府、(兵庫県)、神戸市、(米子市)、岡山市、広島市、(高知市)、北九州市、福岡市、熊本市、(大分市)、鹿児島市及び沖縄県の区域。カッコは新規実施地域。

【食生活展】

加工食品、生鮮食料品等の展示、即売、商品知識等新しい食生活のあり方、消費者啓発を内容とする食生活展は下記5都市で実施される。

東京都、横浜市、京都市、岡山市、及び北九州市

【日食協新規加入会員】

昭和56年度(4月1日以降)の新規加入会員は下記の通りである。

関東支部	静岡市	㈱静岡明治屋
九州沖縄支部	長崎市	㈱松本屋
〃	鹿児島県	㈱松本商店
〃	加世田市	㈱本坊商店
〃	大村市	㈱赤水総本店
〃	熊本市	北里商事㈱

以上6社

【(財)流通経済研究所会長に田島義博氏】

(財)流通経済研究所では5月25日の理事会で互選により会長に田島義博氏、理事に斎藤忠志氏が就任した。

なお、同所長も暫くの間、田島会長が兼任となった。



缶詰ブランドオーナー会

CBO全体会議を開催

6月23日、缶詰ブランドオーナー会全体会議を開催。①55年度CBO活動状況報告、②55年度CBO決算報告、③56年度事業活動、④56年度収支予算、⑤缶詰消費拡大キャンペーン実施状況、⑥食肉缶詰のJAS改正、表示基準設定、等についてそれぞれ事務局より報告、説明を行ない、諸議案を諒承。

賞味期間の表示についての意見交換を行なった結果、缶詰の納入にあたって1年以上経過したものにつき、特に自衛隊あるいは学校給食向けに対する規制が厳しく、業界としてしかるべき対応が望まれるとされ、7月1日付けで日缶協に次の要望書を提出した。

缶詰のおいしく食べられる期間につき
自衛隊等への啓発活動推進のお願い

拝啓 向暑の砌り、ますますご隆昌にて大慶に存じます。

さて、弊協会の缶詰ブランドオーナー会において去る6月23日全体会議を開催し、56年度活動につき協議致しましたところ、缶詰のおいしく食べられる期間に関連し、特に自衛隊、学校給食向けの缶詰納入に際し、製造年月日に関する厳しい条件が付されている現状に鑑み、正しい理解と協力を求めるべきだとの意見で一致を見ましたので下記の通り要望申し上げます。 敬 具

記

1. 自衛隊、学校給食向けに缶詰を納入する条件の一つとして、例えば「納入前1年以内に製造したものとする」等の文言が仕様書に記載されているのが通例とされておりますが、JAS規格法等、国が定めるすべての条項を忠実に満たしながら、こうした厳しい条件が付されることは、缶詰に対する真の理解がないからと存ぜられます。

業界としてはいままでこのことに関する積極的働きかけを怠っていた面を反省するとともに、缶詰のおいしく食べられる期間の啓発活動を前向きに展開されますよう要望します。

2. その実現を期するため、関係省庁、関係者等との協議及び陳情についてご検討いただきたく存じます。 以上

新物チェリー缶詰の生産で要望

6月23日、果実部会を開催し、①新物チェリー缶詰の情報交換、②もも缶詰の情報交換、ならびにみかん缶詰の情報交換を行なった。

新物チェリー缶詰の産地状況については、身割れが発生し、歩留りとしては平年より悪い状況のもとでスタートした。小粒で生食には人気がなく原料価格は生産者、キロ360円の希望に対し山形缶協は250円を主張。その結果6月24日までの価格として一応270円でスタートした。

パッカーはももの見通しが悪く、チェリーへの期待度が高いだけに原料を無理に追い掛けることも考えられ、過熱の危険があること、また価格に

についてはユーザー渡しの価格が300円を超えないよう、以上の2点について農産缶工組に申し入れることとなり、次の内容の申し入れを行なった。

1. 本年の新物桜桃缶の原料情勢は大巾な減産が濃厚と伝えられておりますが、ヒネ在庫品薄な折柄、原料高騰の因を惹起しないよう慎重なる対応をお願い申し上げます。
ブランドオーナーにあっても冷静に対処する所存であります。
2. 末端ユーザー渡しの価格は300円越えることのなきようご留意願いたく存じます。これを越えることは消費の減退に直結することになります。

もも缶詰への意欲は低調

日本農産缶工組の白もも缶詰の在庫状況に関する調査によると2月末在庫は販売対象数の約半数、販売済預り90万7千函、未販売13万3千函の計100万函強となっていたが、その後市況に合わせ消費促進に努め、5月末販売済預り46万6千函、未販売6万7千函、計53万4千函となった。在庫率は2月末47%、5月末24%と在庫の消化は進んでいるものの、新物もも缶詰への意欲は薄いとされた。

なお6月24日、ルビーホールにて日本蜜柑缶工組と果実部会員メンバー代表による新物みかん缶詰の生産に当たっての懇談会が開催されるのに先だちこれに向けての意見交換を行なった。特に最近、PBもののホールミックスがJASなしで出ているが、明年度においてこれらの製品が当然問題になるであろうとの意見があり、今後の対応につき

協議した。

桜桃・もも缶の品名記号を省略

日本農産缶工組では6月15日付で桜桃缶詰の品名缶マーク記号を省略し、サイズ記号のみを缶マーク上段の中央に記載することを申し合せた。なお現行の印刷缶にあっては一括表示欄内に、「上段末尾に記載」と表示してあるため、これら印刷缶に限っては現行通り4文字の刻印が望まれるとされている。

また、同工組のもも部会からは7月15日の部会申し合せにつき、協力ありがたい旨の申し入れがあった。

1. 昭和57年度より缶蓋上段に打出す商品名の略号はこれを省略し、単に果肉の大きさの略号のみを打出す。

この場合の一括表示の枠内に表示する「果肉の大きさ」の項は、「缶蓋上段に略号で記載」と表示する。

2. 昭和56年度より実施することは差支えない。
従って、旧印刷缶に対する取扱いについて、一括表示欄の果肉の大きさを「かんマーク上段末尾に略号で記載」とあるもので、缶蓋がサイズ表示のものにあってもJASとして認められる。

筍缶詰生産数量把握をさらに要望

6月23日、野菜部会を開催。①筍缶詰の情報交換および台湾産筍缶詰の状況、その他新物アスパラガス缶詰につき意見交換を行なった。

筍缶詰の生産数量は筍缶詰全国大会で発表されるが、1年経過したあとで発表されるのが通例と

なっており、流通段階では何らの参考にならないとし、遅くとも5月末日までには生産数量を公表していただきたいとの要望をさきに日缶協筍部長に申し入れたが、集計に相当に時間がかかり5月時点での数量掌握は困難であるとの連絡が寄せられた。これに対し野菜部会では、①生産数量は歩留を計算すれば推定数量がでる、②5月15日で終了し、遅くとも月末までに工場の入荷トン数が判明する、③それにより生産数量を把握する。こうした観点から集計を急ぐべきである旨を再度日缶協に申し入れることになった。

筍生産は380万前後か

筍缶詰の生産数量は350万本～380万本と推定される。筍缶詰の動きは概ね順調であるが、従来、敬遠されたA大、B大筒、中筒、折が大巾に値下りとなったため順調に消化が進み、むしろやや反発気味となっている。逆にM、Lサイズが売れ行き不振である。

一方、台湾産筍缶詰は昨年140万本の輸入に対し本年は220万本となり、波乱含みである。台湾麻竹商社協議会としては数量、価格について第1次の90%についてで、2次、3次で話合うこととしており、その動向が注目されるとの意見であった。

新物アスパラガス缶詰については、北海道は冷えこみの影響によりアスパラ、スイートコーンとも作柄は悪いとの情報が入っている。また在庫については台湾アスパラ14万%、国産20万%程度の見方であった。

なお、スイートコーン缶詰の作柄は55%の発芽

率であり、作付面積は5%増だが、昨年以上に減産との予想である。

その他、スイートコーン、アスパラガス、なめこ、マッシュルーム缶詰の開缶研究会は、今後なお継続して実施することが確認された。

J A S 内容量基準について

(財)日本缶詰検査協会では次の野菜、水産缶詰についてJ A S内容量基準を決定した旨、関係団体に通知した。

品名	かん型	固形量(%)	内容量(%)
混合野菜煮 水	7号	180	290
れんこん煮 水	〃	150	290
〃	果実7号	120	230
ごぼう水煮	〃	150	230
さといも煮 水	〃	150	230
マッシュルーム水煮	2号	450	800
まぐろフレーク味付	ツナ4号	—	85
さけ・ます煮 水	平3号 かんE	—	90
いか味付	〃	55	90
さんま焼 かば	角3号B	80	100

食肉缶詰のJ A S 等で協議

添加物等で要望

7月16日、品質対策委員会を開催。①食肉缶詰のJ A S改正、品質表示基準設定、②もも缶詰開缶研究会の報告、③「おいしく食べられる期間」等について協議、検討した。

【食肉缶詰J A S改正】

規格改正案をもとに次のような検討を行なった。

- 「その他畜産物」の扱いをどうするか。
- 「スープ」は含めるか。中華料理の「酢ぶた」は食肉野菜煮に入れるのかどうか。
- 「ポークビーンズ」はどう取扱うか。ビーンズは分類では穀類であるが、その点、あいまいである。この点を検査協会の内規等で決めておく必要がある。
- 食肉野菜煮でシーズンの野菜を入れるため、多いもの順から3種類までを表示し、他の材料については「その他」でくるよう要望する。
- JAS受検に関係なく表示が義務づけられる問題の方がより重要である。特に品名については国によってそれぞれに相違があり、その辺の品名選択に当っては消費者に対し一般的で売りやすい品名にすべきではないか。
- 日本のハム等とは全く違うものが輸入されるケースがあるが、そのためにトラブルが発生しないよう、ソーセージの問題も含め一般的名称あるいは定義づけを専門家の協力を得て検討する必要がある。
- 缶詰のソーセージの輪切りは上下をカットして詰められており、この「輪切り」は直径より短いものと言った表現で定義づけをはっきりとさせるべきではないか。
- 「その他のもの」の取扱いは、やきとりの「とりもつ」はその他に入るかどうか検討すべきである。とりもつも社会通念としては「やきとり」の部類に入るのではないか。
- やきとりははっきりと野菜を加えないとし、仮りに野菜入りの製品がでてきた場合には野菜表示ができるよう運用基準を設ける。
- ワイン入りコンビーフがでており、ワインを使

ってセールスポイントすることも今後考えられる。

- 商品名は任意につけてもよいが公正競争規約で商品名を併記することになっている。食肉の場合小型缶が多く、活字の大きさを配慮してほしい。一括表示欄でなく分括表示が許されるよう要望したい。
- 魚と違い水煮の定義が難かしい。食肉缶では「だし」が入る水煮もある。
- 添加物は天然調味料で一括で取扱い、かくし味に使うような場合にも「天然調味料」の検査内規ができるよう働きかけたい。

なお、農水省では8月に専門委員会を開く予定であるが、それまでに食肉部会と食肉缶工組との検討の場を設けることとなった。

もも缶詰開缶研究会

もも缶詰開缶研究会は6月29日、主催；日本加工食品卸協会、全国食品缶詰公正取引協議会、㈱日本缶詰協会、協力；㈱日本缶詰検査協会、日本農産缶詰工業組合、日本イエローピーチ輸入商社協議会により開催。

出席約50名で、今回は消費者サイドから消費科学連合会副会長戸田つる、同食品副部長小川フサエ、栄養改善普及会石川みちこ、鈴木美佐子の各女史が参加された。

【開缶数】

白もも=42缶（うちピース3缶、ジュース用3缶は採点せず）。

黄もも=（国産）14缶、（輸入）12缶、計68缶。

【審査結果】

白もも =36缶

上級=6缶中 5.0点=1缶、4.75点=1缶、
4.25点=1缶、4.0点=2缶、
3.5点=1缶、固形量不足=1缶
標準=18缶中 4.25点=1缶、4.0点=2缶、
3.75点=2缶、3.5点=6缶、
3.0点=4缶、固形量不足=1缶
ノ-JAS=12缶中 5.0点=1缶、4.0点=2缶、
3.75点=2缶、3.25点=1缶、
3.0点=4缶、2.75点=1缶、
2.5点=1缶、糖度不足=2缶

黄もも =26缶

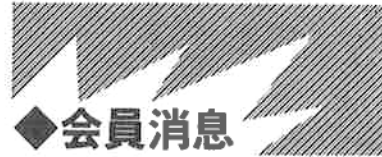
上級=3缶 4.75点=1缶、3.75点=1缶、
2.75点=1缶、
標準=6缶 4.25点=2缶、4.0点=2缶、
3.5点=1缶
ノ-JAS=5缶 4.5点=1缶、4.25点=1缶、
3.75点=1缶、3.0点=2缶
輸入品=12缶 3.75点=4缶、3.5点=2缶、
3.25点=2缶、3.0点=2缶、
1.0点=2缶、糖度不足=1缶、
異物=1缶、その他(病虫害)=1缶

【講評】

井上常務理事：「昨年よりも品質面はよくなった。極端に悪いものがなくなり、非JAS良好。輸入品は大量生産される割にはあらさが昔に比べて随分よくなっている。ただ果肉に斑点が多くみられた。黄ももはどうしても臭いに難点があるが、学校給食に使われており、徐々に馳れて来てあまり問題にはされなくなってきた。」

表示については日缶協渡辺技術部長より、輸入品は表示する順序が逆になっていたものがあり、決められた基準通りに表示していただきたいとの

要望があった。なお、消費者代表からは、①甘過ぎる、②特選の表示でなくJAS規格の上級に統一していただきたい、③Lで1缶に3個しか入っていないものには3個入りの表示がほしい等の意見があった。



【新会社設立】

※井上商事㈱(社長 井上幸二)では㈱菱食と全面提携し、営業全般を譲渡し7月1日新発足した。
株式会社井上北洋

福島市御山宇中川原65の1

電話(0245)34-2750

会 長 井 上 幸 二
代表取締役社長 佐 藤 昭
専務取締役 太 田 信 夫
取 締 役 市 川 隆 也

【機構改革に伴うPB缶詰事業部の本部移転】

※㈱菱食ではPB缶詰事業部の本部機能強化のため7月上旬、東京本社へ本部を移行、大阪支社内にPB缶詰事業部大阪分室を設け、西日本地域の販売フォローを中心に、本部と分室にて運営することとなった。

		電話番号
(1)本部メンバー部長	時本耕二	03-767-5086
	販売担当 西井克侍	〃 5109
	仕入担当 岡本 等	〃 5212
	部 員 時田成一	〃 5218
	〃 田口耕輝	〃 5209
(2)大阪分室メンバー		
	分室責任者 一瀬晴生	06-396-2181
	浦島秀明	〃 2182

藤原敏文 06-396-2183

岩崎寛三 " 2184

受渡チーム (チームリーダー—瀬晴生兼務)

山根博和 06-396-2187

三浦道和 " 2188

貿易担当 渡辺 潔 " 2173

商品研究室長 小野 稔 " 2178

川畑悦祐 " "

【役員人事】

※森永製菓㈱では6月29日次の役員人事を行なった。

取締役会長 森 永 太 平

代表取締役社長 稲 生 平 八

取締役副社長 高 木 貞 男

取締役副社長 加 藤 正 二

専務取締役 松 崎 昭 雄

常務取締役 和 田 弘

取 締 役 須 山 正 恒

取 締 役 横 川 良 夫

取 締 役 齋 藤 仁 一

取 締 役 篠 原 弘 次 郎

取 締 役 川 村 邦 彦

取 締 役 浅 井 彰

取 締 役 平 尾 賢

常任監査役 東 修 次

常任監査役 太 田 賢 三

監 査 役 大 野 勇

相 談 役 白 川 順 一

【食品部長異動】

※三井物産㈱の食品部長は6月1日付で異動があった。

前任 取締役参与 伊 丹 吉 彦

新任 食品部長 福 井 三 郎

【役員人事異動】

※雪印商事㈱ (本社、大阪市淀川区木川東2-5-11) では6月23日、次の役員人事を行なった。

代表取締役社長 河岸 直道

常務取締役 (営業部長) 荒瀬 八良

常務取締役 (総務部長) 松田 一雄

常務取締役 (神戸支店長) 中村久次郎

常務取締役 (京都支店長) 成島 友久

常務取締役 (岡山支店長) 天野 文雄 (昇格)

取締役 山本 庸一

取締役 高橋 國夫 (新任)

取締役 山羽 昇 (新任)

取締役 草光 昭

取締役 (大阪販売第一部長) 木村 嘉博

取締役 (大阪販売第二部長) 川口 宗作

取締役 (営業部副部長) 吉川 克己

取締役 (堺支店長) 徳島 孝 (新任)

取締役 (経理部長) 坂井 勲 (新任)

取締役相談役 青木 十郎

常任監査役 下坂 清

監査役 高橋 晋

【本社社屋移転】

※㈱丸二商会 (取締役社長青野勇) では、かねてより本社社屋並びに配送センターを建設中であったが、このほど竣工し6月15日より下記に移転した。

新住所 広島市西区商工センター5丁目5番23

電 話 (0822) 78-1212番代

(市内番号のみ変更した)



【役員人事】

※長野トマト㈱では6月17日、次の役員人事を行った。

代表取締役会長 岩下 弥作(新任)
(中央団体・原材料担当)

代表取締役社長 川口 勝(新任)
(管理営業部門担当)

取締役副社長(生産本部長) 林 豊次郎(新任)

常務取締役(製品開発本部長) 村上 陽吉

常務取締役(東京本部長) 小野 宏(新任)

取締役(営業本部長) 岩下 隆弥(新任)

取締役(経理部長) 酒井 良澄(新任)

取締役(非常勤) 山本 康

取締役(非常勤) 丸山 幸治

取締役(非常勤) 西村 実(新任)

取締役(非常勤) 松村 義雄

取締役(非常勤) 萩原 弥重

取締役(非常勤) 大田 禎二

取締役(非常勤) 平野 二郎

監査役(常勤) 小松 銓一

監査役(常勤) 高原 忠

監査役(非常勤) 田中 鎮夫

相談役(非常勤) 武田 清平(新任)

【事務所移転】

※長野トマト㈱東京本部は7月3日より下記に移転した。

住所 〒101 東京都千代田区神田須田町2-17
(サガミビル)

電話 東京(03) 253-5646・255-3681

【トップ人事】

※富士食品工業㈱では6月29日の取締役会の決議により松倉氏が社長に就任した。

富士食品工業㈱
代表取締役社長 松倉 史夫

関係団体報知

【役員人事】

※(財)日本缶詰検査協会では7月、次の役員を決定した。

理事長 小暮 光美(新任)

専務理事 中田 政一(昇格)

常務理事(検査部担当) 井上 勘吾

常務理事(横浜検査所長) 吉田 弘司(昇格)

理事(企画開発部担当) 松月 典昭

理事(仙台検査所長) 須原 義雄

理事(神戸検査所長) 佐々木義彦(新任)

監事 片山 令二

監事 広田 慎吾

【トップ人事】

※日本プレミックス協会(中央区日本橋兜町2-48番地、製粉会館6階)では5月、会長の異動を行なった。

前会長 三原 弘(昭和産業㈱常務取締役)

新会長 中島二郎(日本製粉㈱取締役食品部長)

【理事長就任】

※(財)食品産業センターでは体制の強化充実を図るため、6月、寄附行為の改正を行ない理事長職を設け、新理事長に前専務理事石田朗氏が就任した。

なお、専務理事は当面、理事長の事務取扱いとなった。

【サービス産業本部発足】

※(社)日本能率協会(会長 十時昌氏、専務理事、事務局長 畠山芳雄氏)では5月1日付で第3

次産業の総合的な支援体制を確立するため、サービス産業本部が発足、本部長には小河信雄氏が就任した。

【トップ人事】

※キリンレモン・サービス㈱では5月1日から長島真佐雄氏が取締役社長に就任した。

なお、長島真佐雄氏は麒麟麦酒㈱常務取締役を退任し、同社取締役（非常勤となった）。

【役員人事】

※日清食品㈱では6月26日次の役員人事を決定した。

取締役会長（代表取締役）	安藤 百福
取締役社長（代表取締役）	安藤 宏壽(昇任)
専務取締役（代表取締役）	井手 正治(昇任)
専務取締役 （代表取締役東京支社長）	安藤 宏基(昇任)
常務取締役（管理本部長）	石原 英雄(昇任)
常務取締役（営業本部長）	大原 清(昇任)
取締役 （生産管理部長兼滋賀工場長）	野上清太郎
取締役（経理部長）	西村 豊
取締役 （寿ハウジング㈱取締役社長）	濱崎 宏夫
取締役（東京支社副社長）	溝口 祐造
取締役（総合研究所長）	南 純一
取締役（海外事業部長）	山本 輝光(新任)
取締役（総務部長）	桜井 齋(新任)
取締役 （三菱商事㈱取締役副会長）	山田敬三郎
取締役 （伊藤忠商事㈱取締役社長）	戸崎 誠喜
取締役（㈱東食取締役社長）	富永 鉄男
監査役	砥上 峰次(新任)
監査役	高野 裕士(新任)

この会長、社長就任披露パーティーは7月20日（月）正午から午後2時、帝国ホテル（2階）孔雀の間で政財界の関係者多数が参加、盛大に執

り行なわれた。

【会社設立】

※吉田豊氏は㈱東京マーケティングを円満退社し、新しく㈱流通問題研究所を設立した。

本社 〒150 東京都渋谷区神宮前6-35-3
コーポオリンピア303号
TEL 03-498-2233(代)

大阪支社

〒533 大阪市東淀川区東中島2-5-28
新大阪末広第一ハイッ306号
TEL 06-322-3085

名古屋支社

〒460 名古屋市中区栄3-27-33
ロータリーマンション(56年9月業務開始)

故村上芳雄氏合同葬儀

正六位勲五等故村上芳雄氏葬儀は56年6月30日午後2時、清水市本郷町妙蓮寺において清水食品㈱、清水製菓㈱、(社)静岡缶詰協会の合同葬で執り行なわれた。葬儀委員長後藤磯吉氏、葬儀副委員長鈴木通弘氏・鈴木与平氏・伊藤育三氏、喪主村上英雄氏、業界団体、関係者が多数参列し故人の遺徳を偲んだ。

事務局報知

北田よし乃さん逝去

日食協専務理事北田久雄氏母堂よし乃さんは7月9日11時20分、横浜市緑区の病院で心不全のため逝去された。享年81。

通夜は7月10日19:00より、告別式は7月11日10:00~11:00時。横浜市緑区鴨居町1,219 6男北田昌秀氏宅で執り行なわれ、業界関係者ら多数が参列し盛儀であった。

特別企画

食品卸事務費節減のポイント

《すぐに役立つ事例紹介》

食品卸売業にとって、各社とも相当数の販売員の車輛をおいております。有資源時代を迎え、石油価格の高騰により車輛関係費が急増し、加えて交通事情の変化から事故多発の状況が見られます。

社用車を持つからには事故はないことが望ましいことは勿論ですが、事故対策を考える場合には、まず予防措置を十分に行うこと、つぎに事故は必ずおこるものとの認識で備えをしておくことが必要です。

今回のシリーズでは、車輛の管理及び運転者管理上の問題点及びコスト面等の点についてとりあげてみました。

その6

販売員車輛の管理について

(I) 車輛管理

1. 運転者による日常の点検、整備、清掃

運転者は毎日出発前に必ず自車の仕業点検を行うことを義務づけ、異常を発見した時必ず責任者に届け出させることとし、正常復帰まで運転を開始させてはなりません。清掃は毎日帰社後、車輛の内外の清掃を義務づけます。

2. 車輛管理責任者の点検

安全運転管理者（道路交通法第74条の2）を選任している会社、そうでない会社いずれも車輛の管理責任者には変わりなく、日常車輛の点検を行い事故防止に努めなければなりません。大抵の車輛は社名や取扱商品名を書いてあり、汚れが目

立つとイメージダウンにもなるので、特に注意したいものです。

3. 毎月1回の一斉点検、整備

どこの会社も販売会議は最低月に1回行っているでしょうから、この日を利用するのがよいでしょう。整備士を派遣してもらう方法（リースであればサービスとして）と自社で点検、整備を実施する方法（表1）とがあります。日常の点検・整備では運転者自身気がつかない面も多くあり絶対必要なことです。

4. 自動車台帳の管理

購入車、リース車とも社用車全部の台帳を作成します（表2）。購入車の場合、固定資産台帳とは別に作成します。この

台帳はコピーをして各所属の責任者へ渡し、車両の補助責任者として協力してもらうこととします。

5. 業務外使用について

あくまで業務上に限定すべきでしょうが、やむを得ない事情で業務外使用（私用）を認める場合があると思います。このとき注意することは、口頭での申出、許可を行ってはなりません。後日問題が起きないように、必ず書面で提出させるようにします。ガソリン代は個人負担として走行キロ数に関係なく満タンにして返還させます。

ほかに、会社が認めた野球試合等で用具を運搬するために使用することがあります。この場合も同じく書面で申出たうえで使用許可することとし、会社－運転者自宅－試合場所等の運行行程を限定させて、試合の前後に私事使用させないように徹底すべきです。

いずれにしても会社の車両が業務外運行中に事故が発生し、裁判沙汰となつて損害賠償問題が起れば、その請求は所有者である会社に対して行われるため、車両管理者は安易に業務外使用を認めないよう充分注意しなければなりません。

6. 車庫の管理

車両の置場所は毎日定められているはずで、運転者の勝手に変更させないように注意します。最終入庫者の戸締り励行や会社附近の路上駐車など、運転者の自覚以外に管理者も絶えず注意することが必要です。

7. 鍵（キー）の管理

キーの管理は厳重にし、これを怠ると私用持出し、交通事故と大抵が悪い結果につながるだけに、毎日定められた場所に返納させることです。また緊急事態が発生し車両を動かす場合、キーが見つからないと大きな災害の因ともなります。

(Ⅱ) 運転者管理（安全運転管理）

1. 運転者の適性管理

事故の原因は運転者の人的要因によるものが85%以上占めるといわれております。

事故を多発させる運転者はその運転適性において欠陥のある者が多いという調査結果がでている以上、新規採用の運転者や事故多発運転者については適性検査をして事故を未然に防がなければなりません。この検査方法は自動車保険を扱っている保険会社で便宜を図ってもらえます。

その他、朝礼、点呼等によって運転者の健康状態がどうであるか、過労、病気、その他の理由で安全運転ができない恐れがあるかどうかを確認し、また運転日誌を提出させることによって状況を把握することが必要です。

2. 運転者教育の徹底

教育は日常業務の中で根気よく続けて行うことが大切です。要注意運転者に対して、時には上司や先輩が添乗してみることも必要です。なお、交通法令の知識や運転技術の研修等、教育することはいうまでもありませんが、所轄の警察

点検年月日 年 月 日		登録番号		⑧管理者		本人	
支店 課		走行料					
順序	点検箇所	点検内容	良・否	順序	点検箇所	点検内容	良・否
① 運 転 者 席	エンジン	かかり具合、異音		② 前 部	タイヤ(前輪左右)	空気圧、摩耗、損傷、異物	
	燃料計	ガソリン量			ヘッドランプ	破損、点灯	
	ハンドル	遊び、がた、重い			コンビネーションランプ	破損、点灯	
	ハンドブレーキ	引き代			サイドターンシグナルランプ	破損、点灯	
	ブレーキペダル	遊び、踏み代			フェンダーミラー	破損、写影	
	クラッチペダル	遊び、踏み代			外装	損傷、破損、ヘコミ	
	ワイパー	作用		③ エ ン ジ ン ル ーム	ラジエーター	液量、洩れ	
	ウインカー	作用			ファンベルト	損傷、張り具合	
	クラクション	作用			エンジンオイル	量、洩れ	
	工具	有無			ミッションオイル	量、洩れ	
	非常信号灯	有無			ブレーキオイル	量、洩れ	
	自動車検査証、保険証	有無			バッテリー	液量	
内装	破損等		燃料、ブレーキ、冷却系統	洩れ			
			タイヤ(スペア)	空気圧、摩耗、損傷、異物			
点検順序		備考		④ 後 部	タイヤ(後輪左右)	空気圧、摩耗、損傷、異物	
		車の内外 清掃・整理			リヤコンビネーションランプ	破損、点灯	
					ライセンスランプ	破損、点灯	
					外装	損傷、破損、ヘコミ	

※ 良の場合は○印、否の場合は×印を記入する。

⑧ 自己車輛点検表として自主管理に使用しております。
○毎月定例日を設けて営業所毎に一齐に行わせています。

表2
帳

自動車台帳

管理者⑧

車 輛 型 式										
車 輛 番 号										
発 動 機 型 式 番 号										
車 台 番 号										
購 入 年 月 日										
購 入 先										
主 たる 運 転 者										
強制賠償保険		任意保険			車 輛	賠 償		傷 害		
期 限	保 險 会 社	期 限	保 險 会 社	金 額		対 物	対 人	乗 務	搭 乗	
				万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円
購入価格		自動車正味価格								円
		利息(ローン)			(+)					円
		旧車下取価格			(-)					円
		差引支払額								円
		支払方法								
年月日	摘 要	取 得 価 格	減 価 償 却 又 は 異 動	差 引 帳 簿 価 格	備 考					

署に依頼して年に1～2回の「安全運転講習会」を開催して現場の警察官から生きた指導をしてもらうことも一つの方法でしょう。

3. 事故の分析、検討

事故の防止は、科学的、実証的な事実の把握と原因の分析を行った上、それを事故防止のために効果的に活用することによって成果を納めている例が多く、事故や違反の個々の記録を整備し、社内で安全委員会などの組織を設けて事故分析を行い、検討して事故の再発を未然に防ぐための施策とします。なお、事故報告や違反報告は書面で提出するようにします。

4. 社内運転免許制度

業務上で社用車を運転する者には会社での許可制にして許可された者だけが運転できるようにします。

原則として学卒入社後6ヶ月、免許取得後3ヶ月位は許可しないことが望まれます。

また、警察並みに各運転者に持ち点を与え、事故や違反の際には減点してゆく方法を採用している企業もあります。

5. 無事故、無違反者の表彰制度

無事故、無違反運転者を表彰して、運転者全体の安全運転意欲を高めようとするものです。対象期間は1月から12月までの1年間とするか、会社によって事業年度に合わせた1年間でもよいでしょう。表彰者ですが、個人か課などのグループにするか、会社の都合できめるべきです。

6. 事故、違反者の社内処置

一般の刑事犯は前科という刑事罰の一つですが、交通事故を起こすと、前科という刑事罰、免許停止という行政処分、それに民事上の損害賠償という重い罰が3つ課せられます。

会社内部においても、会社が被害者に高額な賠償金を支払った場合（保険金で補填しても）罰金をとるか、始末書を提出させるか、いずれにしても表彰制度に対してある程度の罰則規定は必要でしょう。その目的は同じような事故の再発、繰り返しをなくするために、運転者に事故防止の自覚を高めさせることにあるからです。

マナーをまもる。

モラルをまもる。

ルールをまもる。

この3つを守らせることにつきます。

(Ⅲ) 車輛及び運転者管理についての留意点

1. 毎日、出発前に自車の仕業点検を行う。
2. 清掃は毎日帰社後行うよう義務づける。
3. 車の傷は少しでも放置しておく、車の取扱いがルーズになるので直ちに修理すること。
4. 事故多発者及び健康上運転に適しない人は思いきった措置も必要である。
5. 運転者個人のバイオリズムを作成し、運転者の管理面に活用する。
6. 運転者同志でのミーティングあるい

- は、事故の反省会を開くことにより大いにその効果が高まる。
7. どんな小さな事故、車の傷でも必ず届出をさせる。無届のままにしておく大きな事故、大きな損傷につながる。
 8. 警察（公安委員会）の運転免許の外に、会社でも免許をだすことが事故防止上望ましい。
 9. 車輛管理者や担当部署のチーフは毎日車の状況と運転者の健康状態を把握すべきである。
 10. 3つのモットー；
 - マナーをまもる。
 - モラルをまもる。
 - ルールをまもる。

(Ⅳ) 経費管理

1. 車種によるコスト比較（軽と小型）

軽商用車550ㄥ（価格48万円）と小型商用車バン1,300ㄥ（価格73万）との年間必要経費の比較は次の通りです。

項目	軽商用車	小型商用車	差額
重量税(車検毎)	4,400円	8,800円	4,400円
自動車税	3,650	12,500	8,850
自賠責保険	6,450	20,250	13,800
対人保険 (5000万)	13,750	23,660	9,910
対物 (免3万 100万)	10,150	21,190	11,040
車輛 (免5万)	16,770	31,930	15,160
計	55,170	118,330	63,160

以上のほかに次のような相違点があります。

	(軽)	(小型バン)
取得税	12,960円	30,000円
車検	2年毎(35,000)	1年毎(40,000)

車庫証明	不要	要
燃費	26 Km/ℓ	19 Km/ℓ

とくに燃費について月1,000 Km走行として年間燃費を計算すると255千円位の差がでます。したがって軽商用車と小型バン商用車では、年間平均差額36万円程度差があります。

販売員車輛の目的としては、販促活動、集金、見本品の搭載及び小口配送を兼ねる場合もあります。販売活動地域の範囲によって軽商用車か小型商用車かが選択されますが、コスト面からみた計算例を上記に参考として提示しました。

2. 車輛のリースについて

販売員車輛については、各社とも2～3種程度の車種を使用し、使用台数は年々増加する傾向にあります。使用台数が増加するとともに、車輛事故（加害、被害、単独）も増加しているのが現実です。

車輛管理もコスト面、管理事務面、運行管理面、事故対策面等、多岐にわたる台数の増加とともに、車輛管理担当の業務は増大化しています。

近年、車輛リース制度が普及してきていますが、購入車とリース車とのコスト比較は、使用台数、車輛管理のあり方、資金事情等の要因があるので、単純には結論をだすことはできません。

リース制度としては「ファイナンスリース」（金融手段のリース）と「メンテナンスリース」（車輛に関するすべての費用を含む）の2つがあります。

このメンテナンスリースの車輛管理

上のメリットをあげると次のようになります。

1. 使用台数が多いと車輛管理上のメリットは非常に大きいと思われる。
2. 車検、税金、保険、法定点検等の管理事務がなくなり、車輛管理担当者は事後の対策でなく、事前対策（運行管理・事故予防等）を行うことが容易となる。
3. リース車輛に対して毎月1回の巡回定期点検サービスにより、車輛の安全管理の徹底がなされる。事故予防対策の1つにつながる。
4. 事故処理の手間が省ける（すべてリース会社が代行）。及び代車の供給の円滑化。
5. リース期間は2年～4年位とありますが、走行距離等の関連できめることもできます。
6. 車輛コストの把握が容易にできる（リース料金のみ）。頭金・諸掛費用のまとまった現金が不要。リース料金は全額経費として処理できる。

(V) 保険料について

事故、特に対人の事故が発生した場合、多額の損害賠償金が必要となる時代になりました。人身事故の事例と保険料金の比較事例を参考までに記します。

最近の高額賠償例（対人）

認定損害額	裁判所	判決日	事故日	性別 年齢	態様	職業
3億8,719万	岡山	51年9月	48年8月	男 57才	死亡	画家
1億3,180万	岡山	56年6月	52年4月	男 36才	後遺障害	土建社長

1億 518万	鹿児島	51年10月	48年8月	男	後遺障害	歯科医
7,489万	大阪	51年11月	49年4月	男 33才	死亡	会社役員

○保険料の比較（年間保険料）

対人	対物	搭乗者	5ナンバー (21才以上)	4ナンバー
1億円	200万	500万	57,980.-	59,220.-
5,000万	200万	500万	56,080.-	57,420.-
3,000万	200万	500万	54,380.-	55,800.-

（示談代行付保険料金額）

自動車事故が起ったら！

1. まず警察へ事故の届け出を；
人身事故はもちろんのこと、物損事故の場合にも警察へ事故の届け出をする。
2. 「ただちに」保険会社へ事故の連絡を；
事故の大小にかかわらず事故の内容を保険会社または取扱代理店に「ただちに」連絡すること。「通知義務」
3. 被害者へのお見舞い；
被害者に誠意をつくすことが円満な解決の重要なポイントです。
4. 事故の多くは加害者・被害者の双方になんらかの軽重があつておこっています。これを「過失相殺」と言っています。その場で全額払うような示談をしないこと。